

「新潟市犯罪被害者等支援条例」施行に伴う取組みについて

1 目的

新潟市犯罪被害者等支援条例（令和4年8月1日施行）の規定に基づき、犯罪被害者等支援の推進体制を整備し、支援制度を新設するほか、犯罪被害者等をはじめ全ての市民に幅広く周知し、条例の趣旨を理解してもらうための広報活動・教育活動の充実を図る。

2 事業概要

（1）犯罪被害者等支援推進会議の設置・推進計画の策定（第8・9条関係）

- ・学識経験者、民間支援団体、犯罪被害者等で構成される附属機関「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」を新たに設置
- ・推進会議の意見も聴きながら、令和4年度中に犯罪被害者等支援に関する計画を策定

（2）犯罪被害に伴いかかる費用の助成

- ア カウンセリング費用の助成（第14条関係）：上限額15万円（助成率10/10）
- イ 転居費用の助成（第17条関係）：上限額20万円（助成率10/10）

（3）無利子の資金貸付（第19条関係）：上限額50万円

（4）広報啓発・教育活動

- ア 市民等の理解増進のための広報啓発（第20条関係）
 - ・広報啓発資料（ポスター・リーフレット）の作成・配布
 - ・被害者支援を考えるパネル展の実施
 - ・各種メディア（SNS、新聞、ラジオ等）を活用した広報
- イ 事業者への広報啓発（第18条関係）
 - ・商工会議所等を通じた広報啓発（リーフレット等の配布）
- ウ 教育活動の推進（第21条関係）
 - ・教育媒体（中高生向けマンガ、教育アプリ）の提供・チラシによる周知

3 その他の支援施策

資料5-2「新潟市における犯罪被害者等支援施策一覧」参照